

第 49 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状況の概要	2
株式会社の支配に関する基本方針	6

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	7
連結計算書類の作成のための基本となる 重要な事項及びその他の注記	8

■計算書類

株主資本等変動計算書	13
重要な会計方針及びその他の注記	14

上記事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.snk.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新日本空調株式会社

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称	新日本空調株式会社 2016年度新株予約権	新日本空調株式会社 2017年度新株予約権
発行決議日	平成28年8月4日	平成29年6月23日
保有者数	当社取締役 9名 社外取締役を除く	当社取締役 8名 社外取締役を除く
新株予約権の数	359個	234個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 35,900株	当社普通株式 23,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり96,000円 (1株当たり960円)	新株予約権 1個当たり142,900円 (1株当たり1,429円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	平成28年8月23日～ 平成58年8月22日	平成29年7月11日～ 平成59年7月10日

(注)1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

2. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

	新日本空調株式会社 2017年度新株予約権
発行決議日	平成29年6月23日
交付者数	当社執行役員 17名
新株予約権の数	286個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 28,600株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり142,900円 (1株当たり1,429円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	平成29年7月11日～平成59年7月10日

(注)1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

2. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)の基本方針を次のとおり定めております。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守(コンプライアンス)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求める。
- ② ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。
- ③ コンプライアンス統括責任者としてCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。
- ④ 独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ⑤ コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口(ヘルプライン)を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。
また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- ⑥ 役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑦ コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- ⑧ 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業等の様々なリスクに対処するため、各部門と緊密な連携を図り、情報の収集、リスクの特定や分析、対策の実施ならびに社内規程を整備することにより、リスク管理体制を構築する。
- ② 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- ③ 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- ② 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- ③ 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- ④ 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社の企業行動憲章にもとづき、関係会社各社において行動基準を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。

f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。
- ② 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

7) 当社企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内で規定している重要な会議または委員会に出席する。
- ② 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- ③ 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - b 内部監査状況
 - c リスク管理に関する状況
 - d 重大な法令・定款違反
 - e ヘルプラインの相談状況
 - f その他コンプライアンス上重要な事項
- ④ 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- ⑤ 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることで、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)の運用状況の概要は次のとおりであります。

1) コンプライアンス体制

当社は、企業行動憲章を役員、職員に周知し、順守を求めています。また、経営倫理委員会、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会を開催し、ガバナンスやリスク、コンプライアンスに関する事項の審議、報告を行っております。

なお、コンプライアンス推進へ向け各施策を実施し、不正防止に努めています。また、当社グループ職員との意見交換会を実施し、コンプライアンスの推進に努めました。

2) 取締役の職務の執行体制

取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議、意思決定するとともに、社外取締役を含めた構成とし、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、執行役員制の採用、経営会議の開催ならびに稟議制度の運用により適正化、効率化を図っております。

3) リスク管理体制

当社は、事業等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、各部門と緊密な連携を図り、対策を講じております。また、重要案件については、経営会議または取締役会で審議、意思決定を行うなど、リスク管理体制の整備、強化に努めています。

4) 関係会社管理体制

当社は、関係会社管理規程にもとづき、定期的に経営状況を把握し、関係会社へ重要事項について報告を求めました。また、各社における企業行動憲章や社内規程、ヘルプラインの整備・運用を求め、コンプライアンスの推進を図っております。

5) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行いました。また、社長、取締役、内部統制部ならびに会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催し、監査の実効性を高めています。

6) 内部監査体制

内部統制部は、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンス、リスク管理の状況を監査し、課題や問題の把握に努めています。また、監査結果については取締役、監査役に随時報告を行っております。

7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断の決意について、企業行動憲章に定め役員、職員へ周知を行っております。また、取引先との契約に際して反社会的勢力排除に関する条項を記載するほか、警察等の外部専門機関との協力体制を構築しております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を次のとおり定めております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、当社株式に対してこのような大量買付行為が行われた際には、大量買付行為の是非を株主の皆様にご適切に判断していただくために必要な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	5,158	6,887	21,286	△854	32,478
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△980		△980
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,449		3,449
自己株式の取得				△231	△231
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,468	△231	2,236
平成30年3月31日残高	5,158	6,887	23,755	△1,085	34,715

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日残高	6,959	316	△43	7,232	59	39,770
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△980
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,449
自己株式の取得						△231
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	827	66	43	937	74	1,011
連結会計年度中の変動額合計	827	66	43	937	74	3,248
平成30年3月31日残高	7,787	382	—	8,169	134	43,019

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社数 7社

連結子会社の名称

新日空サービス株式会社

日宝工業株式会社

新日本空調工程（上海）有限公司

SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED

SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.

希電科工貿（上海）有限公司

上海希電科建築労務有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用、持分法非適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、新日本空調工程（上海）有限公司、SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED、SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、希電科工貿（上海）有限公司及び上海希電科建築労務有限公司の決算日は12月31日であります。連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書作成に当たっては同決算日現在の決算書を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

新日空サービス株式会社及び日宝工業株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 3年 ～ 50年

機械・運搬具・工具器具備品 2年 ～ 20年

②無形固定資産（のれん及びリース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

ソフトウェア（販売用） 3年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、95,186百万円であります。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ範囲にわたって定額法により償却しております。

④消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

当社は、平成 30 年 1 月に、退職給付制度を「退職給付に関する会計基準」第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金に移行しており、「リスク分担型企业年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 33 号 平成 28 年 12 月 16 日）を適用しております。
これに伴い、特別利益に「退職給付制度終了益」として 59 百万円計上しております。

2. 連結貸借対照表関係

担保に供している資産 現金預金（定期預金） 27 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書関係

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,282,225 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年 6月23日 定時株主総会	普通 株式	735	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年 11月10日 取締役会	普通 株式	245	10.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日
計		980			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成 30 年 6 月 22 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①配当金の原資 利益剰余金
②配当金の総額 852 百万円
③ 1 株当たり配当額 35 円 00 銭
④基準日 平成 30 年 3 月 31 日
⑤効力発生日 平成 30 年 6 月 25 日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 122,400 株

4. 金融商品

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については余裕資金を効率的に活用し、運用収益を確保することを目的とし安全かつ確実を旨としております。資金調達については、資金繰り状況を考慮しながら必要な運転資金（主に銀行借入）の調達を行っております。デリバティブ取引は、為替の変動リスク、金利の変動リスク、価格の変動リスクを回避するために利用するもので、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	9,728	9,728	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	54,621	54,621	—
(3) 電子記録債権	2,875	2,875	—
(4) 有価証券	300	300	—
(5) 投資有価証券	20,547	20,547	—
資産計	88,072	88,072	—
(1) 支払手形・工事未払金	34,576	34,576	—
(2) 短期借入金	9,062	9,062	—
(3) 未払法人税等	928	928	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）	1,177	1,178	1
負債計	45,744	45,745	1

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金及び(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金（1年内返済予定含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

当社グループは、現在、デリバティブ取引は行っておりません。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 811 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4)有価証券及び(5)投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額	1,760 円 53 銭
2. 1株当たり当期純利益	140 円 84 銭

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成 29 年 4 月 1 日残高	5,158	6,887	6,887
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成 30 年 3 月 31 日残高	5,158	6,887	6,887

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
別途積立金		繰越利益剰余金	繰越利益剰余金				
平成 29 年 4 月 1 日残高	593	11,740	6,583	18,916	△854	30,109	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△980	△980		△980	
当期純利益			3,319	3,319		3,319	
自己株式の取得					△231	△231	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	2,338	2,338	△231	2,107	
平成 30 年 3 月 31 日残高	593	11,740	8,921	21,255	△1,085	32,216	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成 29 年 4 月 1 日残高	6,930	6,930	59	37,098
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△980
当期純利益				3,319
自己株式の取得				△231
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	830	830	74	904
事業年度中の変動額合計	830	830	74	3,012
平成 30 年 3 月 31 日残高	7,760	7,760	134	40,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針及びその他の注記

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～45年

構築物 10年～50年

工具器具・備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

ソフトウェア（販売用） 3年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を設定しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を

設定しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、84,492百万円であります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 追加情報

当社は、平成30年1月に、退職給付制度を「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行しており、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第33号 平成28年12月16日）を適用しております。

これに伴い、特別利益に「退職給付制度終了益」として59百万円計上しております。

2. 貸借対照表関係

1. 保証債務

日宝工業株式会社の金融機関からの借入等に対する保証	100 百万円
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED の主に受注 工事に係る金融機関からの前払金保証に対する保証	1,108 百万円
SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD. の主に受注 工事に係る金融機関からの信用状に対する保証	365 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	296 百万円
短期金銭債務	853 百万円

3. 損益計算書関係

関係会社との取引高

営業取引による取引高

完成工事高	212 百万円
仕入高	2,502 百万円
その他	292 百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金	540 百万円
その他	164 百万円

4. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 923,055 株

5. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払従業員賞与、工事損失引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

6. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
子会社	新日空サービス株式会社	(所有) 直接 100.0%	空調設備工事の施工協力 役員の兼務 8 名	空調設備工事の施工協力 (注1)	2,502	工事 未払金	671

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 空調設備工事の発注については、新日空サービス株式会社、当社の2者で価格交渉を行い決定しております。

(注2) 上記の金額のうち取引金額には消費税及び地方消費税が含まれておらず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれております。

7. 1 株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 1,641円13銭

2. 1株当たり当期純利益 135円53銭